

第 **78** 期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月22日（金曜日）  
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
経団連会館  
8階当社大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件



住友林業株式会社

証券コード：1911

## 目次

---

■ 第78期定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役10名選任の件	5
第3号議案 監査役3名選任の件	12
第4号議案 取締役賞与支給の件	14
第5号議案 取締役（社外取締役を 除く）に対する譲渡制 限付株式の割当ての ための報酬決定の件	15
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	50
■ 監査報告書	52



証券コード 1911  
平成30年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
**住友林業株式会社**  
取締役社長 市川 晃

## 第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	平成30年6月22日（金曜日）午前10時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 8階当社大会議室
会議の 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第78期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第78期連結計算書類監査結果報告の件
	<b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役賞与支給の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件

以 上

- 本招集ご通知に添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://sfc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://sfc.jp/>）への掲載によりお知らせいたします。

# 議決権行使のご案内

議決権は、以下の①から③のうち、いずれかの方法によりご行使ください。

## ① 株主総会への出席



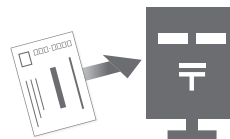
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 開催日時

平成30年6月22日（金曜日）  
午前10時

## ② 書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### 行使期限

平成30年6月21日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

## ③ 電磁的方法（インターネット等）

1. インターネットによる議決権行使について  
パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、賛否をご登録ください（詳細は次頁をご覧ください）。



2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて  
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 行使期限

平成30年6月21日（木曜日）  
午後5時30分まで

## 議決権行使に関する決定事項

- (1)電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2)書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

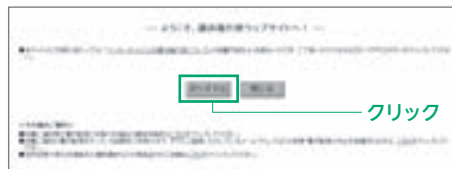
## インターネットによる議決権行使について

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト

▶▶▶ <https://www.web54.net>



### 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



### 3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力いただき、「次へ」をクリックしてください。

以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

※パソコン又はスマートフォンによる議決権行使につきましては、インターネット環境によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使につきましては、携帯電話の機種等によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。

## インターネットによる議決権行使に関するご照会

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
 専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)  
 <議決権行使に関する事項以外のご照会> 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

以上

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき40円となります。

1

#### 配当財産の種類

▶ 金銭

2

#### 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

▶ 当社普通株式1株につき 20円

▶ 総額 3,646,480,440円

3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

▶ 平成30年6月25日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,173,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,173,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	
1	やのりゅう 矢野 龍	代表取締役 取締役会長	再任
2	いちかわあきら 市川 晃	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	再任
3	ささべしげう 笹部 茂	代表取締役 執行役員副社長	再任
4	さとうたつ 佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	再任
5	わだけん 和田 賢	取締役 専務執行役員	再任
6	みつよしとしろう 光吉 敏郎	取締役 専務執行役員	再任
7	ふくだあきひさ 福田 晃久	取締役 常務執行役員	再任
8	かわたつみ 川田 辰己	常務執行役員	新任
9	ひらかわじゅんこ 平川 純子	取締役	再任 社外 独立役員
10	やましたいずみ 山下 泉	取締役	再任 社外 独立役員

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

1

や の りゅう  
矢野 龍

(昭和15年4月21日生)

再任

- 所有する当社株式数  
93,475株
- 取締役会への出席状況  
15回／15回

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和38年4月 当社入社  
昭和63年12月 取締役  
平成4年6月 常務取締役  
平成7年6月 代表取締役（現任）  
専務取締役  
平成11年4月 取締役社長  
平成14年6月 執行役員社長  
平成22年4月 取締役会長（現任）

### [重要な兼職の状況]

ダイキン工業株式会社 社外監査役

### 取締役候補者とした理由

矢野 龍氏は、取締役社長及び取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

いち かわ あきら  
市川 晃

(昭和29年11月12日生)

再任

- 所有する当社株式数  
60,100株
- 取締役会への出席状況  
15回／15回

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 当社入社  
平成19年6月 執行役員  
平成20年6月 取締役  
常務執行役員  
平成22年4月 代表取締役（現任）  
取締役社長（現任）  
執行役員社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、平成22年4月より取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

3

さ さ べ しげる  
笹部 茂

(昭和29年2月28日生)

再任

- 所有する当社株式数  
26,521株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月 当社入社  
 平成20年6月 執行役員  
 平成22年4月 常務執行役員  
 平成22年6月 取締役  
 平成24年4月 生活サービス本部長 委嘱  
 平成26年4月 専務執行役員 海外事業本部長 委嘱  
 平成28年4月 代表取締役（現任）  
 執行役員副社長（現任）  
 平成30年4月 海外住宅・不動産事業本部長 委嘱（現任）

[担当]

資源環境本部 統轄

## 取締役候補者とした理由

笹部 茂氏は、平成22年に取締役に就任し、生活サービス本部長等を歴任した後、現在は執行役員副社長 海外住宅・不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

さ とう たつる  
佐藤 建

(昭和30年12月14日生)

再任

- 所有する当社株式数  
21,400株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 当社入社  
 平成24年6月 執行役員  
 平成25年4月 常務執行役員  
 平成25年6月 取締役  
 平成28年4月 専務執行役員  
 平成30年4月 代表取締役（現任）  
 執行役員副社長（現任）

[担当]

経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進 統轄  
 総務・人事・情報システム・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当

## 取締役候補者とした理由

佐藤 建氏は、平成25年に取締役に就任し、総務・人事等の担当執行役員を歴任、現在は執行役員副社長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

5

わだ けん  
和田 賢

(昭和31年12月26日生)

再任

- 所有する当社株式数  
34,100株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年7月 当社入社  
平成20年6月 執行役員  
平成22年4月 常務執行役員  
平成23年6月 取締役(現任)  
平成26年4月 専務執行役員(現任)  
住宅事業本部長 委嘱  
平成29年4月 専務執行役員

[担当]

生活サービス本部 統轄  
TOP2020推進・秘書・渉外 担当

### 取締役候補者とした理由

和田 賢氏は、平成23年に取締役に就任した後、住宅事業本部長等を歴任し、現在は専務執行役員を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

みつ よし とし ろう  
光吉 敏郎

(昭和37年5月23日生)

再任

- 所有する当社株式数  
4,200株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社  
平成22年6月 執行役員  
平成23年4月 常務執行役員 海外事業本部長 委嘱  
平成26年4月 住宅事業本部副本部長 委嘱  
平成26年6月 取締役(現任)  
平成27年4月 住友林業ホームテック株式会社 取締役社長  
平成29年4月 住宅事業本部長 委嘱  
平成30年4月 専務執行役員(現任)  
住宅・建築事業本部長 委嘱(現任)

[担当]

東北復興支援 担当

### 取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、海外事業本部長等を務めた後、平成26年に取締役に就任し、当社の子会社である住友林業ホームテック株式会社の取締役社長等を歴任し、現在は専務執行役員 住宅・建築事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

ふく だ あき ひさ  
福田 晃久

(昭和32年4月16日生)

再任

- 所有する当社株式数  
10,300株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社  
 平成21年4月 経営企画部長  
 平成22年6月 執行役員 経営企画部長 委嘱  
 平成23年4月 常務執行役員 (現任)  
 経営企画部長 委嘱  
 平成26年4月 常務執行役員  
 平成26年6月 取締役 (現任)  
 平成27年10月 木材建材事業本部長 委嘱 (現任)

## 取締役候補者とした理由

福田晃久氏は、経営企画部長、財務・情報システム等の担当執行役員を歴任した後、平成26年に取締役に就任し、現在は常務執行役員 木材建材事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8

かわ た たつ み  
川田 辰己

(昭和37年10月4日生)

新任

- 所有する当社株式数  
3,300株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年4月 当社入社  
 平成24年4月 人事部長  
 平成25年4月 人事部長 兼 人事部働きかた支援室長  
 平成26年4月 経営企画部長  
 平成28年6月 執行役員 経営企画部長 委嘱  
 平成29年4月 常務執行役員 (現任)  
 経営企画部長 委嘱  
 平成30年4月 常務執行役員

[担当]

経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進 担当

## 取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、人事部長、経営企画部長等を歴任した後、平成28年に執行役員に就任し、現在は常務執行役員を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

9

ひら かわ じゅん こ  
**平川 純子**

(昭和22年10月9日生)

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式数  
0株

■ 取締役会への出席状況  
15回／15回

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 弁護士登録  
昭和54年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
昭和58年10月 湯浅・原法律特許事務所 パートナー  
平成9年7月 平川・佐藤・小林法律事務所 (現 シティユーワ法律事務所) 設立  
同事務所 パートナー  
平成15年2月 シティユーワ法律事務所 パートナー (現任)  
平成24年6月 当社社外監査役  
平成26年6月 当社社外取締役 (現任)

### [重要な兼職の状況]

弁護士  
株式会社東京金融取引所 社外取締役  
日立建機株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

平川純子氏は、弁護士として国内外における企業法務の実務に精通しており、専門的見地から経営全般に対して提言するなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 平川純子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、平川純子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 平川純子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は、平成24年6月から平成26年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は平川純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

やま した いづみ  
山下 泉  
(昭和23年2月1日生)

再任

社外

独立役員

- 所有する当社株式数  
0株
- 取締役会への出席状況  
14回／15回

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年7月 日本銀行 入行  
 平成10年4月 同行 金融市場局長  
 平成14年3月 アクセンチュア株式会社 金融営業本部長  
 平成15年4月 日本郵政公社 常務理事  
 平成17年4月 同公社 総裁代理  
 平成19年10月 株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長  
 平成24年6月 同社 取締役兼代表執行役会長  
 平成25年6月 同社 取締役兼代表執行役会長 退任  
 平成28年6月 当社社外取締役 (現任)

## [重要な兼職の状況]

横河電機株式会社 社外監査役  
 株式会社イオン銀行 社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由

山下 泉氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識を有しており、経営全般に対して提言するなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

## ■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 山下 泉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、山下 泉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 山下 泉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は山下 泉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、平成30年3月31日現在のものです。
3. 候補者佐藤 建氏は、平成30年6月に株式会社熊谷組の監査役に就任する予定であります。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 田中秀和氏は辞任され、また、監査役 寺本 哲及び倉阪克秀の両氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

はや の  
**早野** ひとし  
**均**

(昭和28年7月10日生)

新任

■ 所有する当社株式数  
26,000株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和52年4月 当社入社  
平成17年6月 執行役員  
平成18年4月 常務執行役員  
平成18年6月 取締役  
平成22年4月 住宅事業本部長 委嘱  
平成23年4月 代表取締役 専務執行役員 住宅事業本部長 委嘱  
平成26年4月 執行役員副社長 生活サービス本部長 兼 山林環境本部長 委嘱  
平成28年4月 資源環境本部長 委嘱  
平成29年4月 執行役員副社長  
平成30年4月 取締役 (現任)  
執行役員 (現任)

### 監査役候補者とした理由

早野 均氏は、代表取締役、執行役員副社長等を歴任するなど、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。これらの経験等を活かし、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

てつ  
**鐵**  
(昭和23年12月23日生)よし まさ  
**義正**

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式数  
0株

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和51年11月 監査法人第一監査事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所  
昭和56年8月 公認会計士登録  
昭和62年5月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）社員  
平成9年8月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員  
平成23年6月 新日本有限責任監査法人 退職

## [重要な兼職の状況]

公認会計士  
大和自動車交通株式会社 社外監査役

## 社外監査役候補者とした理由

鐵 義正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、これらの知識等を当社の監査業務に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

## ■ 社外監査役候補者に関する特記事項

1. 鐵 義正氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、鐵 義正氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 鐵 義正氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

## 株主総会参考書類

候補者  
番号

3

まつ お まこと  
**松尾 眞**  
(昭和24年5月28日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式数  
0株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 弁護士登録  
昭和54年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
昭和55年9月 尾崎・桃尾法律事務所 パートナー  
平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所設立  
同事務所 パートナー (現任)

### [重要な兼職の状況]

弁護士  
株式会社カプコン 社外取締役 (監査等委員)  
ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役

### 社外監査役候補者とした理由

松尾 眞氏は、弁護士として国内外における企業法務の実務に精通しており、専門的見地から監査業務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### ■ 社外監査役候補者に関する特記事項

1. 松尾 眞氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、松尾 眞氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 松尾 眞氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

- (注) 1. 候補者早野 均氏と当社との間には同氏の居宅新築工事の請負取引があります。  
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 各候補者の所有する当社株式数は、平成30年3月31日現在のものです。

## 第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、当期業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く8名に対して、総額1億4,600万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。



## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成28年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額4,000万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）、また、平成27年6月23日開催の第75期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を、年額1億円以内（社外取締役を除く）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く）に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株式報酬型ストックオプションに比して、割当時から株式を保有することで株主の皆様との価値の共有を早期に実現することを目的として、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度（以下「本制度」という）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬額については、上述の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額と同じ年額1億円以内に設定いたしたいと存じます。なお、当社は、取締役の報酬等の決定に関し公正性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会から妥当である旨の意見を得ております。

また、本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、既に発行済みのものを除き、当該報酬額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないことといたします。

現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認された場合においても、本議案にかかる報酬の支給の対象となる取締役の員数に変更はなく、8名となります。

本制度の具体的な内容は、次のとおりであります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として上述の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において定める。

また、金銭報酬債権の支給については、当社の取締役が、上述の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として行う。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数350,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で当該譲渡制限付株式の総数を適切に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### (2) 退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、本項の定めに基づく譲渡制限の解除がされていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の内容

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### 《ご参考》

当社は、本総会終結の時以降、本制度と同様の制度を、当社の執行役員（取締役を兼務している執行役員は除く）に対し、導入する予定であります。

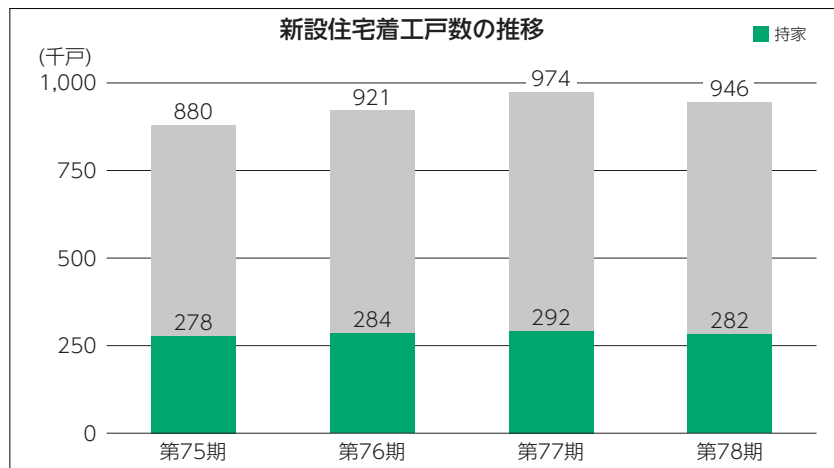
以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国において景気回復が着実に続いており、中国を始めとしたアジア諸国においても持ち直しの動きが見られるなど、全般的に緩やかな回復が続きました。わが国経済は、個人消費に一部弱さが見られるものの、雇用情勢の改善、生産や設備投資の増加、企業収益の向上など、緩やかな回復の動きを見せました。

当社グループと関係が深い国内の住宅市場に関しましては、住宅ローン金利が低水準で推移したものの、商談の長期化傾向が続いていることや、平成27年の相続税制改正等を背景として好調であった賃貸住宅市場に一服感が見られたこと等から、新設住宅着工戸数は94万6千戸（前期比2.8%減）となりました。このうち、持家の着工戸数は28万2千戸（同3.3%減）となりました。



このような事業環境のもと、当社グループは、当期を2年目とする「住友林業グループ 中期経営計画2018」の実現に向けて、主力事業である戸建注文住宅事業と木材建材事業の収益力向上に努めたほか、海外での事業規模及び事業領域の拡大に経営資源を積極的に投入するとともに、木質バイオマス発電事業を始めとした資源環境事業に注力するなど、引き続き、収益源の多様化に取り組みました。

その結果、売上高は1兆2,219億98百万円（前期比9.8%増）、営業利益は530億21百万円（同1.8%減）、経常利益は578億65百万円（同0.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は301億35百万円（同12.7%減）となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異（※）については、前期は49億81百万円、当期は22億91百万円と2期連続で増益要因となりましたが、数理計算上の差異を除いた経常利益は、前期の528億60百万円に対して、当期が555億74百万円と5.1%の増益となりました。また、特別損益については、米国において住宅事業を行う持分法適用関連会社の持分を追加取得し連結子会社としたことに伴う、段階取得に係る差益64億64百万円を特別利益に計上した一方で、ベトナムのパーティクルボード製造設備について減損損失57億27百万円を特別損失に計上しています。

このほかに、当社は、中大規模木造建築物を始めとした木化・緑化関連建設事業という新たな市場の創出や付加価値の高い建築技術の開発等を目的として、平成29年11月に、株式会社熊谷組と業務・資本提携に関する契約を締結しました。

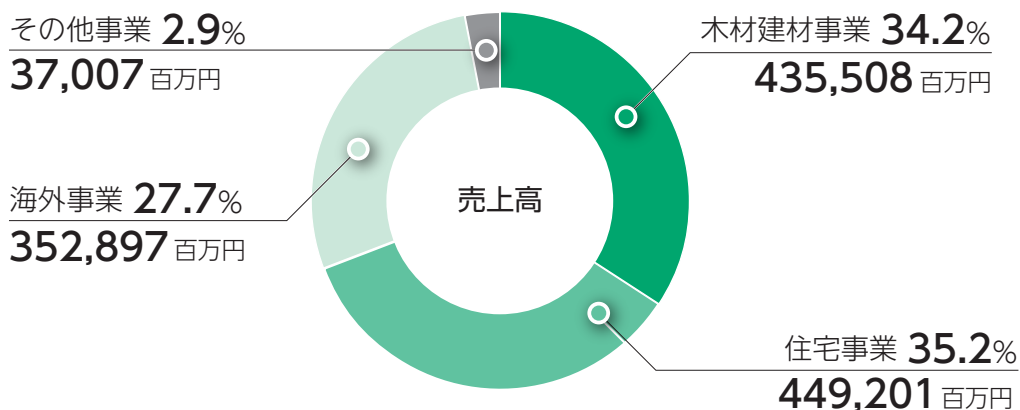
- (※) 退職給付会計では、退職給付債務や年金資産の運用収益の金額を見積もり計算しますが、実績数値と比較すると差異が生じます。この差異を退職給付会計に係る数理計算上の差異といい、金利水準や金融市場の動向等により変動します。退職給付会計に係る数理計算上の差異は、発生年度又は翌年度から一定の期間で費用又は収益に計上しますが、当社は発生年度で一括して費用又は収益に計上しています。

## ■ 事業報告

事業部門別の概況は、次のとおりです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

### 部門別の状況

#### ■ (ご参考) 売上高構成比



#### ■ 事業部門別売上高

部 門	第77期 (平成28/4~29/3)		第78期 (平成29/4~30/3)		前期比増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
■ 木材建材事業	百万円 424,440	% 36.5	百万円 435,508	% 34.2	% 2.6
■ 住宅事業	466,298	40.1	449,201	35.2	△3.7
■ 海外事業	247,890	21.3	352,897	27.7	42.4
■ その他事業	22,979	2.0	37,007	2.9	61.0
計	1,161,607	100.0	1,274,613	100.0	9.7
調整額	△48,243	—	△52,615	—	—
合 計	1,113,364	—	1,221,998	—	9.8

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。

## ● 木材建材事業

売上高

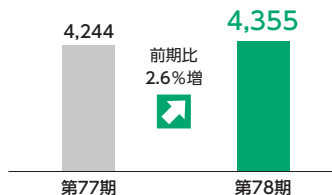
4,355億 8百万円  
前期比 +2.6%

経常利益

55億 83百万円  
前期比 +25.3%

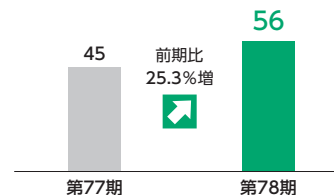
売上高

(単位：億円)



経常利益

(単位：億円)



国内の木材・建材流通事業におきましては、世界的な木材需要の増加や円安の影響等により、仕入価格が上昇したものの、森林認証材や植林木を原材料とした環境配慮型の合板である「きこりん - プライウッド」の拡販、取引先との連携強化等に取り組んだことにより、業績は堅調に推移しました。また、多様な収益源の構築に取り組むべく、発電用木質燃料の取扱数量の拡大、純木質耐火集成材「木ぐるみFR」の拡販、国産材の輸出拡大に注力しました。

国内の建材製造事業におきましては、差別化商品である階段材やフロア材の拡販に注力するなど、収益性の向上に取り組みました。

海外の流通事業におきましては、統括拠点であるシンガポールを中心に主に東南アジア諸国での拡販に注力したほか、ベトナムの内装建材会社と資本業務提携契約を締結し、住宅需要の増加が見込まれる同国内及び他エリアにおいて販路拡大等を目指す取り組みを開始しました。

## ●住宅事業

売上高

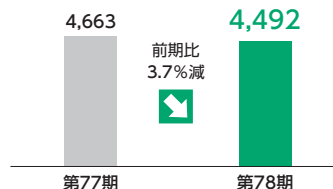
4,492億 1百万円  
前期比 △3.7%

経常利益

249億 45百万円  
前期比 △22.9%

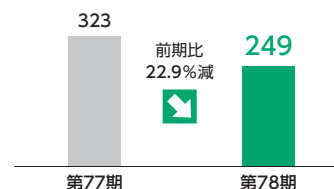
売上高

(単位：億円)



経常利益

(単位：億円)



戸建注文住宅事業におきましては、高い耐震性能と設計自由度の高いオリジナルの「BF構法（ビッグフレーム構法）」を採用した住宅の販売促進に努めたほか、仕様等に関するお客様の多様なニーズに応える商品を提供するなど、受注拡大とお客様満足の最大化に取り組みましたが、前期の受注低迷に伴う完工引渡棟数の減少等により、業績は伸び悩みました。商品面では、選べる天井高による多様な室内空間と革新的な技術による大開口を実現した商品「The Forest BF（ザ フォレスト ビーエフ）」や、当社がこれまでお引き渡しさせていただいた約30万邸の「住友林業の家」のノウハウをもとに、暮らしやすさの観点より厳選したプランから選択していただくセレクトスタイル商品「Forest Selection BF（フォレストセクション ビーエフ）」を発売しました。

賃貸住宅事業におきましては、ビッグコラム（大断面集成柱）が建物の躯体を支えることで間取りの可変性を高くし、入居者ニーズの変化にも対応しやすいオリジナルの「WF構法（ウォールフレーム構法）」を採用した賃貸住宅の受注拡大に取り組みましたが、貸家市場の減速等により、業績は伸び悩みました。

リフォーム事業におきましては、オリジナルの耐震・制震工法等の高い技術力を活かした耐震リフォームの受注拡大に努めたほか、「住友林業の家」に長年お住まいになられているオーナー様向けの巡回・点検サービスの提供に伴う需要の掘り起こし等に注力しました。その結果、業績は堅調に推移しました。

木化事業におきましては、国産材を活用した公共建築物等の木造化・木質化が広がっている中で、当期は、中学校の寄宿舎、リハビリテーション病院の新棟を竣工しました。また、耐震・耐火性能の高い木質部材であるCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）を活かした事務所建物を竣工するなど、木造化・木質化の市場拡大に努めました。

このほか、訪日外国人旅行者が急増し、多様化する宿泊ニーズに対応する宿泊施設の整備が急務とされている中で、当社は、他社と業務提携契約を締結し、国家戦略特別区域法に基づく特区民泊制度を活用した既存の賃貸マンションを民泊施設として運営する取り組みを開始しました。



## ● 海外事業

売上高

3,528億97百万円

前期比 +42.4%

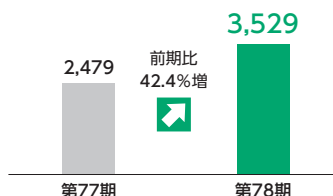
経常利益

264億91百万円

前期比 +37.2%

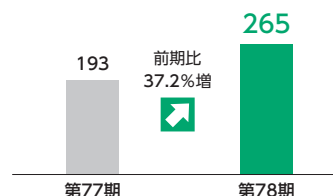
売上高

(単位：億円)



経常利益

(単位：億円)



製造事業におきましては、ニュージーランドにおいて、日本向けのMDF（中密度繊維板）や、同国内及び豪州向けのLVL（単板積層材）の販売が好調であったこと等から、業績は堅調に推移しました。インドネシアにおいては、パーティクルボードの販売数量が伸びたものの、木材価格が上昇したこと等により合板の収益が低迷するなど、業績は伸び悩みました。

住宅・不動産事業におきましては、米国及び豪州の堅調な住宅市場を背景として、既存の現地関係会社の引渡戸数が前期より増加したほか、昨年5月には持分法適用関連会社のBloomfield Homes, L.P.他1社（本社：米国テキサス州）を連結子会社化したこと等により、業績は大幅に伸長しました。また、東南アジアにおいても、住宅・不動産事業を拡大するべく、インドネシアでの戸建分譲住宅事業及びタイにおける分譲マンション事業に進出するなど、事業展開エリア拡大による海外事業の収益基盤強化を図りました。

## ● その他事業

売上高

370億7百万円

前期比 +61.0%

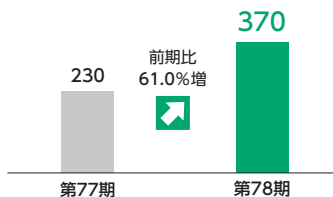
経常利益

49億34百万円

前期比 +122.0%

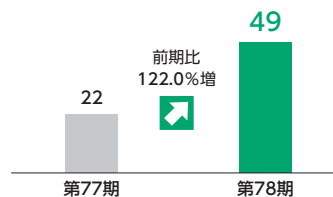
売上高

(単位：億円)



経常利益

(単位：億円)



当社グループは、上記事業のほか、バイオマス発電事業、海外における植林事業、有料老人ホーム運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業、農園芸用資材の製造・販売事業、土木・建築工事の請負等を行っています。

なお、平成28年12月より営業運転を開始した北海道紋別市におけるバイオマス発電事業の業績は、堅調に推移しました。

## (2) 設備投資の状況

設備投資の総額は205億52百万円です。主な設備投資として、国内外における住宅展示場の新設・建替え、有料老人ホームの建設、バイオマス発電設備の建設、ソフトウェアの開発等を行いました。

## (3) 資金調達の状況

平成29年11月28日を払込期日とする株式会社熊谷組に対する第三者割当増資により、5,197,500株の新株式を発行し、これにより100億円を調達しました。また、平成30年3月7日に第4回無担保社債100億円、第5回無担保社債100億円及び第6回無担保社債100億円をそれぞれ発行しました。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額120億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

## (4) 対処すべき課題

### 今後の見通し

今後の世界経済は、引き続き緩やかな回復が続くことが期待されますが、米国の金融政策正常化及び内向き志向の政策による影響、中東等での地政学的な緊張の高まり等の下振れリスクにも留意する必要があります。わが国経済は、世界経済の緩やかな回復を背景として、生産や輸出の増加に伴う企業収益の向上や、雇用環境の改善が見込まれるものの、原材料価格の上昇等により、景気の先行きは不透明な状況となっています。

### 中期経営計画の推進

このような事業環境のもと、当社は、「住友林業グループ 中期経営計画2018」の最終年度となる第79期（平成31年3月期）において、売上高1兆1,700億円、経常利益550億円（退職給付会計に係る数理計算上の差異を除く）、ROE10%以上とする目標数値からさらなる上積みを図るべく、グループ一丸となって邁進してまいります。また、平成30年4月1日付で組織改正を行い、非住宅建築分野の事業拡大や製造事業の強化を推進するなど、持続的な成長に向けて、経営資源を最大限に活用してまいります。

木材建材事業におきましては、流通事業において、収益源の多様化をさらに推進すべく、発電用木質燃料の取扱量拡大に努めるとともに、商業施設向けの建築資材供給を始め、付加価値の高い提案を行っていくほか、需要の高い中国向けを中心に国産材の輸出拡大や、国産材を多く利用した「木ぐるみFR」の拡販に注力するなど、国産材振興に寄与してまいります。製造事業においては、国内と海外に分けていた製造事業の組織体制を一体化すると同時に、流通事業との連携によりマーケティングを一層強化し、製販一体化を進めることで、市場ニーズに即した製品の供給や付加価値の高い商品開発に努めるなど、収益力の底上げを図ってまいります。

住宅・建築事業におきましては、戸建注文住宅事業において、当社独自のネットワークにより調達した銘木をふんだんに使用した木質感あふれる内装材を新たに提案するとともに、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の住宅の受注拡大に注力してまいります。また、三大都市圏においては、賃貸住宅、非住宅建築物及び建売分譲物件の専売体制を強化することで、戸建注文住宅以外の受注・販売拡大にも注力してまいります。リフォーム事業においては、インテリアコーディネーターを増員し、内装提案等の営業力をより一層強化するとともに、耐震・制震にかかるオリジナル技術を活かした提案力向上に引き続き努めるなど、受注拡大を図ってまいります。

海外住宅・不動産事業におきましては、米国及び豪州における既存事業の成長と、賃貸不動産事業等の拡大により収益基盤の多様化・多角化を進めるほか、東南アジアにおいても、住宅・不動産事業を積極的に展開してまいります。また、進出国の住宅市況の急激な変化やその兆候を的確に捉えるべく、分析力をより一層向上させていくほか、販売用不動産の在庫状況を定期管理して把握するなど、保有不動産のリスク管理強化に引き続き努めてまいります。

山林経営におきましては、社有林経営で培ってきた「保続林業」のノウハウを活かし、林業経営に関するコンサルティング業務や森林管理業務の受託を推進するとともに、全国的に不足している再造林用苗木の安定供給体制の強化に努めるなど、国内林業の活性化に取り組んでまいります。また、海外においても、ニュージーランドを始めとして、環境に配慮したサステナブル（持続可能）な植林事業を引き続き推進してまいります。環境・エネルギー分野におきましては、未利用の林地残材や間伐材等を有効活用した木質バイオマス発電所の安定稼働に取り組むとともに、再生可能エネルギー発電事業をさらに推進してまいります。生活サービス分野におきましては、有料老人ホームの新設による事業規模拡大や既存施設の入居率向上に注力していくほか、日々変化するライフスタイルに対応し、お客様の毎日の生活を豊かにする新たなサービス分野への進出を図ってまいります。なお、株式会社熊谷組との協業につきましては、木化・緑化関連建設事業、再生可能エネルギー事業、海外事業、ヘルスケア等の周辺事業領域、新工法等の共同研究開発の各分野において、具体的な協業計画を策定・推進していくなど、両社によるシナジー創出に努めてまいります。

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、ステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、人権・多様性、リスク管理・法令遵守、お客様満足の上昇に関する取り組みを強化するなど、企業に求められる社会的責任を果たしてまいります。また、これまでの事業活動で培ってきた「木」に関する知見や技術を活かしたサステナブルな社会の実現に貢献する事業を世界で展開してまいります。

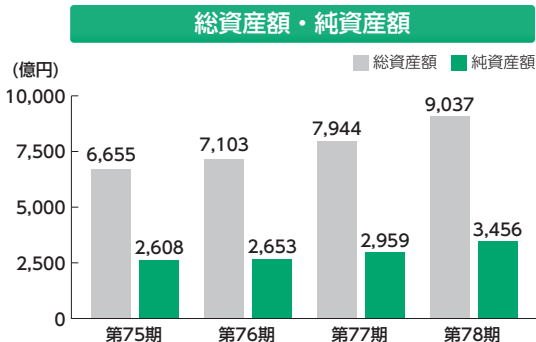
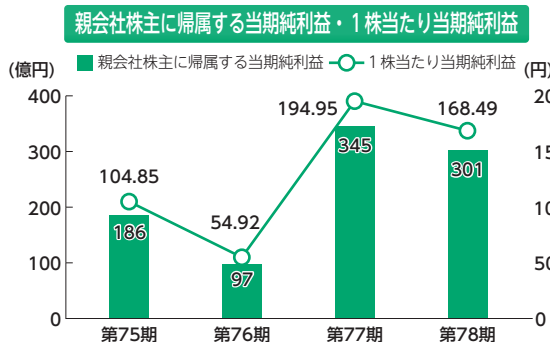
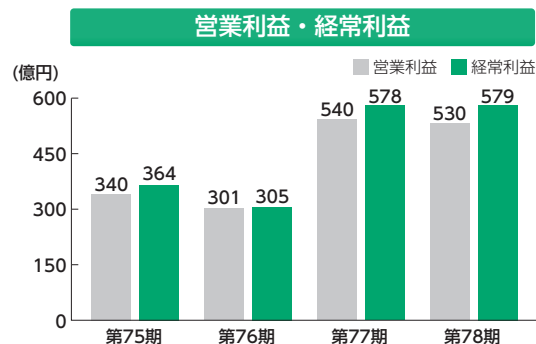
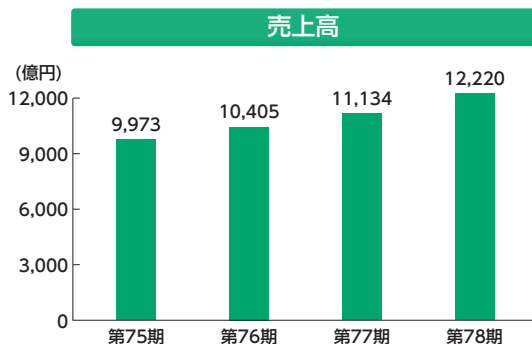
また、当社は、創業350周年となる2041年を目標に、地上350mの木造超高層建築物を建設するための研究技術開発構想である「W350計画」を掲げ、生物多様性に配慮し、再生可能な素材である木をふんだんに用いた「環境木化都市」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (平成26/4~27/3)	第76期 (平成27/4~28/3)	第77期 (平成28/4~29/3)	第78期 (平成29/4~30/3)
売 上 高 (百万円)	997,256	1,040,524	1,113,364	1,221,998
営 業 利 益 (百万円)	33,994	30,093	53,989	53,021
経 常 利 益 (百万円)	36,424	30,507	57,841	57,865
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	18,572	9,727	34,532	30,135
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	104.85	54.92	194.95	168.49
総 資 産 額 (百万円)	665,538	710,318	794,360	903,682
純 資 産 額 (百万円)	260,782	265,257	295,857	345,639

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。  
2. 第76期及び第77期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。



(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、山林事業を礎に、以下のような木材・建材の仕入・製造・加工・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・リフォーム、分譲住宅の販売、不動産の管理・仲介及びこれらに関連する事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海 外 事 業	海外における、木材・建材の製造・販売、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負等
そ の 他 事 業	バイオマス発電事業、海外における植林事業、有料老人ホームの運営、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、土木・建築工事の請負等

## (7) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

## ①当社

本社 東京都千代田区

支店等

部 門	事 業 所
木材建材事業	東京、大阪、中部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他7営業所
住 宅 事 業	池袋、東京東、城南、世田谷、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、建築デザイン室、東京生産部、神奈川生産部、近畿生産部、中京生産部 他35営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

## ②重要な子会社

会 社 名	事 業 所	
住友林業クレスト株式会社	本社	愛知県名古屋市
	工場	茨城県鹿嶋市、静岡県藤枝市、愛媛県新居浜市、佐賀県伊万里市
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区
住友林業緑化株式会社	本社	東京都中野区
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区
紋別バイオマス発電株式会社	本社	北海道紋別市
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州
Henley Arch Pty Ltd.		
Nelson Pine Industries Ltd.	本社・工場	ニュージーランド ネルソン
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州
Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州

(8) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
住友林業クレスト株式会社	百万円 800	% 100.0	木質加工建材・住宅設備機器の製造・販売
住友林業レジデンシャル株式会社	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
住友林業緑化株式会社	200	100.0	住宅の外構・造園工事の請負、 都市緑化事業、樹木等の販売
住友林業ホームテック株式会社	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、 「住友林業の家」のアフターメンテナンス
紋別バイオマス発電株式会社	490	51.0	電力の供給
Henley Arch Unit Trust	千豪ドル 42,315	51.0 (51.0)	戸建住宅の建築工事の請負、 分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.	千豪ドル 10	51.0 (51.0)	
Nelson Pine Industries Ltd.	千ニューゼーランドドル 45,500	100.0 (100.0)	MDF (中密度繊維板)・LVL (単板積層材)の製造・販売
Edge Utah HoldCo, LLC	千米ドル 27,525	70.0 (70.0)	分譲住宅の販売
MainVue Homes LLC	千米ドル 21,224	51.0 (51.0)	分譲住宅の販売
DRB Enterprises, LLC	千米ドル 49	60.0 (60.0)	分譲住宅の販売
Gehan Homes, Ltd.	千米ドル 1	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売
Bloomfield Homes, L.P.	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
 2. 出資比率欄 ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示しています。  
 3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。  
 4. 紋別バイオマス発電株式会社、Edge Utah HoldCo, LLC及びBloomfield Homes, L.P.の3社は、当期より重要な子会社といたしました。  
 5. 住友林業ホームサービス株式会社及びPT. Kutai Timber Indonesiaの2社は、当期より重要な子会社から除外しました。  
 6. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載しておりません。



**(9) 使用人の状況**（平成30年3月31日現在）

## ①企業集団の使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	1,752名	0名
住 宅 事 業	8,280	228
海 外 事 業	6,502	△307
そ の 他 事 業	1,315	454
全 社 (共 通)	346	18
合 計	18,195	393

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を表示しています。

## ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,693名	208名	42.0歳	14.8年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	21,286 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,846
Texas Capital Bank, National Association	9,574
Wells Fargo Bank, National Association	8,259
Fifth Third Bank	7,610
株式会社日本政策金融公庫	7,501
三井住友信託銀行株式会社	6,309
Bank of America, National Association	5,677
株式会社みずほ銀行	5,631
北海道	5,400

- (注) 1. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、商号が株式会社三菱UFJ銀行に変更されています。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 182,607,739株（自己株式283,717株を含む）  
 （注）平成29年11月28日を払込期日とする株式会社熊谷組に対する第三者割当増資により、発行済株式の総数が5,197,500株増加しました。
- (3) 株主数 10,502名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 単元株主数 9,559名
- (6) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,419 <sup>千株</sup>	5.7 %
住友金属鉱山株式会社	10,110	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,332	4.0
株式会社伊予銀行	5,849	3.2
株式会社熊谷組	5,197	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,442	2.4
住友商事株式会社	4,383	2.4
住友生命保険相互会社	4,227	2.3
株式会社百十四銀行	4,197	2.3
株式会社三井住友銀行	4,136	2.2

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間	保有している人
住友林業株式会社 平成27年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成27年 8月20日	285個	当社普通株式 28,500株	1株当たり 1,233円	1株当たり 1円	平成27年 8月21日から 平成47年 8月20日まで	8名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成28年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成28年 8月19日	295個	当社普通株式 29,500株	1株当たり 1,092円	1株当たり 1円	平成28年 8月20日から 平成48年 8月19日まで	8名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成29年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成29年 8月18日	273個	当社普通株式 27,300株	1株当たり 1,256円	1株当たり 1円	平成29年 8月19日から 平成49年 8月18日まで	8名 (社外取締役 を除く)

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間	交付された人
住友林業株式会社 平成29年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成29年 8月18日	112個	当社普通株式 11,200株	1株当たり 1,256円	1株当たり 1円	平成29年 8月19日から 平成49年 8月18日まで	執行役員 12名 (取締役兼務者 を除く)

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

平成25年7月25日に当社が発行した2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	行使期間	平成30年3月31日現在の新株予約権の数
2,000個	当社普通株式 10,785,741株	1株当たり 1,854.3円	平成25年 8月8日から 平成30年 8月10日まで	2,000個

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	矢 野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役
※取締役社長(執行役員社長)	市 川 晃	
※取 締 役(執行役員副社長)	早 野 均	秘書・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進 担当
※取 締 役(執行役員副社長)	笹 部 茂	海外事業本部長
取 締 役(専務執行役員)	和 田 賢	資源環境本部・生活サービス本部 統轄、TOP2020推進 担当
取 締 役(専務執行役員)	佐 藤 建	経営企画・財務 統轄、総務・人事・情報システム・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当
取 締 役(常務執行役員)	福 田 晃 久	木材建材事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	光 吉 敏 郎	東北復興支援 担当、住宅事業本部長
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役、日立建機株式会社 社外取締役
取 締 役	山 下 泉	横河電機株式会社 社外監査役、株式会社イオン銀行 社外取締役
*監 査 役	田 中 秀 和	
*監 査 役	東 井 憲 彰	
監 査 役	寺 本 哲	公認会計士
監 査 役	倉 阪 克 秀	住友電気工業株式会社 顧問
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、\*は常勤の監査役です。  
 2. 取締役 平川純子及び山下 泉の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 3. 監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 4. 当社は、取締役 平川純子及び山下 泉の両氏並びに監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。  
 5. 監査役 寺本 哲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》平成30年4月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		平成30年3月31日現在	平成30年4月1日現在
※取締役会長	矢野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役	同左
※取締役社長 執行役員社長	市川 晃	—	—
※取締役 執行役員副社長	笹部 茂	海外事業本部長	資源環境本部 統轄、 海外住宅・不動産事業本部長
※取締役 執行役員副社長	佐藤 建	経営企画・財務 統轄、総務・ 人事・情報システム・知的財産・ 内部監査・筑波研究所 担当	経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進 統轄、総務・人事・ 情報システム・知的財産・ 内部監査・筑波研究所 担当
取締役 専務執行役員	和田 賢	資源環境本部・生活サービス本部 統轄、TOP2020推進 担当	生活サービス本部 統轄、 TOP2020推進・秘書・渉外 担当
取締役 専務執行役員	光吉 敏郎	東北復興支援 担当、 住宅事業本部長	東北復興支援 担当、 住宅・建築事業本部長
取締役 常務執行役員	福田 晃久	木材建材事業本部長	同左
取締 役員 執行 役員	早野 均	秘書・ コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進 担当	内部監査 統轄
取 締 役	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役、 日立建機株式会社 社外取締役	同左
取 締 役	山下 泉	横河電機株式会社 社外監査役、 株式会社イオン銀行 社外取締役	同左
*監 査 役	田中 秀和	—	—
*監 査 役	東井 憲彰	—	—
監 査 役	寺本 哲	公認会計士	同左
監 査 役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問	同左
監 査 役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長	同左

(注) ※は代表取締役です。また、\*は常勤の監査役です。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		平成30年 3月31日現在	平成30年 4月 1日現在
常務執行役員	高 桐 邦 彦	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	関 本 暁	資源環境本部長	同左
常務執行役員	徳 永 完 平	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	川 田 辰 己	経営企画・財務 担当、経営企画部長	経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進 担当
常務執行役員	川 村 篤	北米事業 担当、 海外事業本部副本部長	北米事業 担当、 海外住宅・不動産事業本部副本部長
常務執行役員	桧 垣 隆 久	生活サービス本部長	同左
執 行 役 員	町 野 良 治	住友林業クレスト株式会社 取締役社長	同左
執 行 役 員	田 伏 正 幸	木材建材事業本部副本部長	同左
執 行 役 員	沼 崎 秋 生	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員	住宅・建築事業本部副本部長 (資材開発・生産統括・品質保証 統括)
執 行 役 員	片 山 信 幸	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員	同左
執 行 役 員	北 村 聡一郎	海外事業本部副本部長・ 同本部海外製造部長	内部監査担当役員付 (製造監査 担当)
執 行 役 員	西 周 純 子	働き方改革・女性活躍推進 担当、 人事部働きかた支援室長	同左
執 行 役 員	清 水 孝 一	情報システム部長	同左



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	総 額
取 締 役	10 名	540 百万円
監 査 役	5	76
合 計	15	616

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません。
2. 取締役の報酬等の総額には、第78期定時株主総会において決議予定の取締役賞与総額1億46百万円を含んでいます。
3. 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与したストックオプションの割当てにかかる費用34百万円を含んでいます。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです。
- (1) 取締役の例月報酬の限度額は、平成28年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています。
  - (2) 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、平成27年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
  - (3) 監査役の例月報酬の限度額は、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

(4) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 川 純 子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
取 締 役	山 下 泉	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から、適宜発言を行っています。
監 査 役	寺 本 哲	当期開催の取締役会15回のうち13回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
監 査 役	倉 阪 克 秀	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から、適宜発言を行っています。
監 査 役	皆 川 芳 嗣	当期開催の取締役会15回のうち14回に、また監査役会14回全てに出席し、主に農林水産分野における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。

②報酬等の総額

人 員	総 額
5 名	55 百万円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109 百万円
②当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	68

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価に関する助言業務及び社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社のうち、Henley Arch Unit Trust、Nelson Pine Industries Ltd.、Edge Utah HoldCo, LLC、MainVue Homes LLC、DRB Enterprises, LLC、Gehan Homes, Ltd. 及びBloomfield Homes, L.P.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### <業務の適正を確保するための体制>

#### (1) 職務執行の基本方針

- ①当社は、元禄年間の創業以来、「営業は信用を重んじ、確実を旨とし」「浮利に趨り、軽進すべからず」などの文言に象徴される「住友精神」を経営の根幹としながら、事業は国家や社会をも利するものでなければならないとする「国土報恩」の理念や、環境に配慮しながら永続的に森林を育成・管理する「保続林業」の事業姿勢を継承しており、このような歴史を背景に、経営理念として『住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げ、それを具現化するための行動指針として、以下の5項目を定めている。
  - ・お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
  - ・新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
  - ・多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
  - ・日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
  - ・正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。
- ②当社は、当社グループの役職員が守るべき倫理行動指針や価値観を当社グループ共通の倫理規範等に定めており、これを真摯に実践する。
- ③当社は、反社会的勢力に対して、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを当社グループの基本方針とし、実践する。

#### (2) 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの基本方針として、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題のひとつと位置付け、制度・環境の整備を進める。
- ②当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進を目的とするグループ横断型の委員会の設置、外部の法律事務所と総務部長を通報先として当社グループ会社及び協力会社の役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンス・カウンター）の設置、諸規程の整備等、全社的なコンプライアンス体制の整備を行い、グループを通じた内部統制機能の強化と自浄能力の向上を継続的に図る。
- ③財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関しては、規程類や業務手順標準化に関する書類を整備する。主要部門において財務報告プロセスの適正性及び内部統制システムの有効性に関する検証を行い、内部監査部門がその結果に関する評価を行う体制を構築しており、継続して財務報告の適正性に関する内部統制関連業務の質的改善に努める。

### (3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、文書及び情報の管理に関する諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録などの法定書類、その他重要な意思決定に関する稟議書など重要書類の記録及び保存を適切に行う。
- ②当社は、ITを利用した情報の保管・閲覧・共有機能の向上に努める。

### (4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規程の整備を行うと同時に、リスク管理に関する委員会を設置し、当社グループのリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、当社グループのリスク管理体制の整備・強化を継続的に進める。
- ②リスク管理に関する委員会は、想定されるリスクに関する対応状況について、その進捗を管理するとともに、定期的に当社の取締役会及び監査役に報告を行う。
- ③当社は、当社グループ内で発生する重大な緊急事態について、当社グループの役職員が速やかに当社の経営トップに報告する「2時間ルール」の適正な運用に努め、損失リスクの回避・軽減を図る体制強化を継続的に行う。
- ④当社は、大規模災害、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続による損失軽減を図ることを目的とした事業継続計画（BCP）の策定を含む事業継続マネジメント（BCM）を推進することにより、有事に即応できる体制を構築する。また、子会社に対しても、BCMの推進について必要な指導及び助言等を行う。

### (5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度の採用により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、少人数のメンバーで構成される取締役会が迅速な意思決定を行える体制としている。各執行役員は、取締役会の指揮監督のもと、業務執行の責任者として各担当業務を効率的に執行する。
- ②当社は、事業環境の変化に応じた迅速な意思決定と権限配置の最適化を目的に、取締役会附議基準、職務権限規程などの見直しを適切に行う。
- ③当社は、グループを含めた長期経営計画に基づき、中期経営計画及び年度予算において事業領域ごとに達成すべき目標とそれを実現する具体的施策について定め、経営資源を適正かつ効率的に配分することでそれらの実現に努める。
- ④当社は、社内規程に基づき、当社内に個々の子会社を担当する主管部門を定めており、主管部門の役職員を子会社の役員に就任させること等で、経営上の施策について適切な進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進める。

**(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当社は、主管部門を通じて、当社取締役会において、子会社における経営上の重要事項の附議、業務執行についての報告を行わせることを義務付けることにより、企業集団全体に対する統制と牽制を行う。
- ②当社は、企業集団全体の内部統制を実効性あるものにするため、子会社各社において規程の整備を行い、また、各社の状況を考慮しながら内部監査部門を設置するなど、各社の自律的な内部統制環境の整備を進める。
- ③当社は、当社内部監査部門及び主管部門等を通じた子会社各社への牽制機能の強化等、コンプライアンス体制強化も含めた子会社への監視・監督機能の質的改善を継続的に推進する。

**(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ①当社の代表取締役又は取締役会は、監査役と協議の上、監査役の補助使用人として適切な人材を配置し、その異動、人事評価、懲戒処分を行う場合は、監査役の同意を要する。
- ②当社の監査役は、必要に応じ補助使用人を指揮して監査業務を行う。
- ③当社の監査役は、補助使用人の独立性が不当に制限されることのないよう、当社の代表取締役又は取締役会に対して必要な要請を行う。代表取締役又は取締役会は、当該要請に対して、適切な措置を講じる。

**(8) 当社の取締役・使用人及び当社の子会社の取締役等・監査役・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制**

- ①当社の監査役は、当社における重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するため、当社の取締役会のほか必要に応じて、当社の経営会議などの主要な会議に出席する。
- ②当社グループの役職員は、当社の監査役から職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行う。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、当社の監査役に報告する。
- ③当社の監査役は、当社グループのコンプライアンス、リスク管理の活動状況及び内部監査結果について、当社の内部監査部門等から定期的に報告を受け、これらが有効に機能しているかを監視し検証する。

- ④当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うと同時に、監査の実効性が保たれるよう監査環境の整備に努める。
- ⑤当社は、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性向上と情報交換を目的としたグループ監査役会を定期的に開催する。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの役職員が当社の監査役に対して前号の報告をした場合、当該報告者に対して、不利益な取扱いを行わない体制を社内規程等により整備するほか、当該報告者及びその内容について、厳重な情報管理体制を整備するとともに、子会社に対しては、その旨を周知徹底する。

**(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査役会は、当社の監査役の職務の執行上必要な費用を当社の予算に計上する。また、当社の監査役が職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。当社代表取締役又は取締役会は、これらの内容に対して適切な措置を講じる。

**(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①当社の監査役会は、重要な意思決定の過程について、当社の社外取締役と情報交換及び連携することにより、監査の実効性の確保に努める。
- ②当社の監査役会は、監査の実効性を一層確保すべく、会計監査人と定期的に情報交換を行う。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

### (1) リスク管理及びコンプライアンス体制

- ①当社は、リスク管理に関する委員会を3ヶ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、上述の委員会の配下には、コンプライアンス及びBCMに関する2つの小委員会を設置し、グループ横断的なリスクとして位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申をし、経営層によるマネジメントレビューを実施、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。当期は、リスク管理に関する委員会を4回、コンプライアンスに関する小委員会を2回、BCMに関する小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。
- ②コンプライアンスの取り組みとしては、コンプライアンスに関する小委員会において、許認可事業を始めとする法令の要求事項について一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・カウンターにおいては、通報内容に対して適切に対応しました。
- ③BCM推進の取り組みとしては、安否確認・情報連絡訓練を1回、大規模地震対応模擬訓練を1回、災害発生時の初動対応・救助訓練を1回実施しました。
- ④財務報告の適正性に関する内部統制については、財務報告に係る内部統制に関する社内規程等に基づき、内部監査部門が対象となる各部門及び子会社の評価作業を継続的に実施しました。

### (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ①当社は執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能については、取締役会（当期は15回開催）において、重要事項に関する意思決定並びに中期経営計画・年度予算の進捗状況及び業績を確認するなど、業務執行の監督機能強化に努めました。業務執行機能については、執行役員会（当期は12回開催）において、業務執行の進捗状況に関する報告、社長からの業務執行方針の指示・伝達等を行いました。
- ②当社は、主管部門の役職員が子会社の役員に就任することなどにより、経営上の施策について進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進めました。



### (3) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、取締役会附議基準や関係会社管理規程に基づき、主管部門を通じて、子会社における経営上の重要事項を当社取締役会で附議したほか、業務執行について報告を受けました。
- ②当社内部監査部門は、関係会社管理規程に基づき、定期的に子会社監査を実施し、指摘すべき事項が発見された場合は、改善指導及び確認を行いました。

### (4) 監査役の監査体制

- ①当社は監査役の補助使用人として、検査役監査役付（主要部門の上級管理職が兼務）9名を配置し、毎月、検査役報告会を開催しています。検査役報告会では、監査役は検査役から業務検査状況の報告を受け、監査業務を実施しました。
- ②当社の監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制を構築しています。監査役監査の実効性を向上させるため、会計監査人のほか、内部監査部門との連携を図っています。また、リスク管理・コンプライアンス、会計、労務を担当する各部門から定期的に報告を受け、内部統制が有効に機能しているかの監視・検証を行いました。さらに、主要な子会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役会を当期は6回開催し、グループ経営の執行状況に対する監視機能強化に努めました。
- ③当社の監査役会は、月例の監査役会に合わせて、経営会議の議事内容について担当執行役員が監査役及び社外取締役に対して説明する場を設け、意見交換を行っています。また、監査役と代表取締役との間においても、四半期毎に意見交換を行っています。

（以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して）表示しています。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>572,101</b>	<b>流動負債</b>	<b>357,527</b>
現金及び預金	105,865	支払手形及び買掛金	111,587
受取手形及び売掛金	127,387	工事未払金	70,266
完成工事未収入金	8,255	短期借入金	40,490
有価証券	5,010	1年内償還予定の新株予約権付社債	20,000
商品及び製品	17,603	リース債務	1,100
仕掛品	1,268	未払法人税等	4,830
原材料及び貯蔵品	7,602	未成工事受入金	50,242
未成工事支出金	25,322	賞与引当金	11,708
販売用不動産	55,751	役員賞与引当金	146
仕掛販売用不動産	138,457	完成工事補償引当金	3,595
繰延税金資産	6,531	資産除去債務	584
短期貸付金	15,479	その他	42,978
未収入金	41,722		
その他	16,191	<b>固定負債</b>	<b>200,516</b>
貸倒引当金	△343	社債	50,000
		長期借入金	84,374
<b>固定資産</b>	<b>331,581</b>	リース債務	4,666
<b>有形固定資産</b>	<b>153,113</b>	繰延税金負債	17,003
建物及び構築物	40,774	役員退職慰労引当金	112
機械装置及び運搬具	29,187	退職給付に係る負債	16,723
土地	34,216	資産除去債務	922
林木	36,735	その他	26,715
リース資産	5,337		
建設仮勘定	2,700	<b>負債合計</b>	<b>558,043</b>
その他	4,165	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>273,538</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>29,071</b>	資本金	32,672
のれん	15,762	資本剰余金	23,637
その他	13,309	利益剰余金	219,562
		自己株式	△2,333
<b>投資その他の資産</b>	<b>149,398</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>38,099</b>
投資有価証券	131,470	その他有価証券評価差額金	33,258
長期貸付金	2,294	繰延ヘッジ損益	△221
退職給付に係る資産	138	為替換算調整勘定	5,053
繰延税金資産	3,279	退職給付に係る調整累計額	9
その他	14,657		
貸倒引当金	△2,440	<b>新株予約権</b>	<b>129</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>33,873</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>345,639</b>
<b>資産合計</b>	<b>903,682</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>903,682</b>

# 連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,221,998
売上原価	1,002,683
売上総利益	219,315
販売費及び一般管理費	166,294
営業利益	53,021
営業外収益	8,377
受取利息	445
仕入割引	371
受取配当金	1,440
持分法による投資利益	3,026
その他	3,095
営業外費用	3,532
支払利息	1,387
売上割引	704
為替差損	188
その他	1,253
経常利益	57,865
特別利益	6,658
固定資産売却益	62
投資有価証券売却益	132
段階取得に係る差益	6,464
特別損失	5,985
固定資産売却損	82
固定資産除却損	151
減損損失	5,727
投資有価証券売却損	24
税金等調整前当期純利益	58,538
法人税、住民税及び事業税	16,846
法人税等調整額	3,060
当期純利益	38,632
非支配株主に帰属する当期純利益	8,497
親会社株主に帰属する当期純利益	30,135

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>347,532</b>	<b>流動負債</b>	<b>287,756</b>
現金及び預金	79,277	支払手形	19,688
受取手形	49,891	買掛金	73,293
売掛金	61,877	工事未払金	75,050
完成工事未収入金	1,538	1年内償還予定の新株予約権付社債	20,000
有価証券	5,010	1年内返済予定の長期借入金	2,661
商品及び製品	12,446	リース債務	1,158
未成工事支出金	14,829	未払金	6,552
販売用不動産	20,773	未払法人税等	492
仕掛販売用不動産	6,744	未払消費税等	650
前渡金	884	未払費用	1,050
前払費用	847	前受金	957
繰延税金資産	4,303	未成工事受入金	38,023
短期貸付金	15,000	預り金	37,308
関係会社短期貸付金	12,459	前受収益	1,296
未収入金	61,336	賞与引当金	6,440
その他	985	役員賞与引当金	146
貸倒引当金	△667	完成工事補償引当金	2,091
<b>固定資産</b>	<b>292,672</b>	資産除去債務	584
<b>有形固定資産</b>	<b>41,257</b>	その他	319
建物	11,348	<b>固定負債</b>	<b>98,445</b>
構築物	722	社債	50,000
機械及び装置	1,014	長期借入金	15,730
車両運搬具	2	預り保証金	4,678
工具、器具及び備品	856	リース債務	2,377
土地	12,866	繰延税金負債	12,751
林木	8,672	退職給付引当金	7,532
造林起業	400	関係会社事業損失引当金	2,099
リース資産	3,468	資産除去債務	708
建設仮勘定	1,909	その他	2,570
<b>無形固定資産</b>	<b>4,541</b>	<b>負債合計</b>	<b>386,201</b>
電話加入権	180	(純資産の部)	
林道利用権	102	<b>株主資本</b>	<b>220,768</b>
施設利用権	2	<b>資本金</b>	<b>32,672</b>
工業所有権	20	<b>資本剰余金</b>	<b>31,872</b>
ソフトウェア	4,237	資本準備金	31,613
<b>投資その他の資産</b>	<b>246,874</b>	その他資本剰余金	259
投資有価証券	78,736	<b>利益剰余金</b>	<b>156,507</b>
関係会社株式	152,417	利益準備金	2,857
関係会社出資金	471	その他利益剰余金	153,650
長期貸付金	249	特別償却準備金	72
従業員長期貸付金	24	圧縮記帳積立金	1,715
関係会社長期貸付金	16,283	別途積立金	134,750
破産更生債権等	2,341	繰越利益剰余金	17,113
長期前払費用	681	<b>自己株式</b>	<b>△283</b>
その他	4,355	<b>評価・換算差額等</b>	<b>33,105</b>
貸倒引当金	△8,684	その他有価証券評価差額金	33,326
		繰延ヘッジ損益	△221
		<b>新株予約権</b>	<b>129</b>
<b>資産合計</b>	<b>640,204</b>	<b>純資産合計</b>	<b>254,003</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>640,204</b>

# 損益計算書 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	<b>701,534</b>
商品売上高	389,839
完成工事高	311,696
<b>売上原価</b>	<b>604,774</b>
商品売上原価	371,479
完成工事原価	233,296
<b>売上総利益</b>	<b>96,760</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>86,459</b>
<b>営業利益</b>	<b>10,301</b>
<b>営業外収益</b>	<b>9,427</b>
受取利息	319
有価証券利息	17
仕入割引	260
受取配当金	7,866
その他	965
<b>営業外費用</b>	<b>1,528</b>
支払利息	222
社債利息	75
売上割引	558
その他	673
<b>経常利益</b>	<b>18,201</b>
<b>特別利益</b>	<b>51</b>
固定資産売却益	35
投資有価証券売却益	16
<b>特別損失</b>	<b>440</b>
固定資産売却損	7
固定資産除却損	83
関係会社出資金評価損	301
関係会社株式評価損	50
<b>税引前当期純利益</b>	<b>17,811</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,339</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>927</b>
<b>当期純利益</b>	<b>13,545</b>

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

住友林業株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田英仁 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中原義勝 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清本雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

住友林業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田英仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中原義勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清本雅哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

住友林業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田中 秀和 ㊞

監査役(常勤) 東井 憲彰 ㊞

監査役 寺本 哲 ㊞

監査役 倉阪 克秀 ㊞

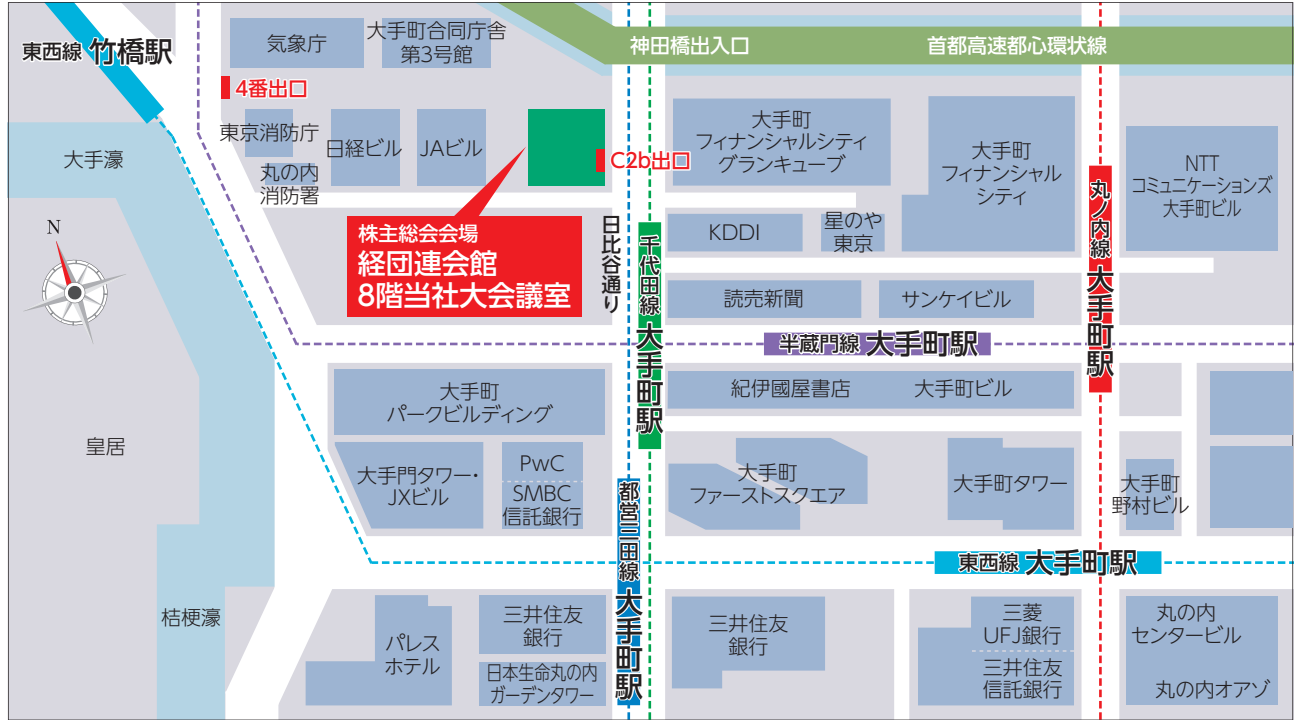
監査役 皆川 芳嗣 ㊞

※監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以上







**会場** **経団連会館 8階当社大会議室**  
 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

## 交通機関のご案内

<b>大手町駅</b>	東京メトロ	都営地下鉄	<b>竹橋駅</b>	東京メトロ
	● 千代田線 ● 丸ノ内線	● 半蔵門線 ● 東西線		● 三田線
C 2 b 出口直結			4番出口より徒歩約4分	

(お願い) ●会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。  
 ●当日は、省エネルギーへの取り組みとして、当社役職員の服装はクールビズとさせていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

